

# 県議選 市議選 とも即日開票

## 開票場所は市立体育館です

- ◆……4月に行われる統一地方選挙は、私……◆
- ◆……たちの日常生活に、もっとも身近……◆
- ◆……な選挙です。候補者になられる方……◆
- ◆……はもちろん、私たち有権者もルー……◆
- ◆……ルを守って、貴重な一票を汚さな……◆
- ◆……い、きれいな選挙をしましょう。……◆

### 【投票】

投票は、それぞれ午前7時から午後6時まで（第21投票所の勢子辻分校は午後4時まで）市内49カ所の投票所で行われます。

### 【開票】

開票は、県議選、市議選とも即日開票です。4月8日（日）、4月22日（日）それぞれ午後7時40分から市立体育館で行われます。

### 【不在者投票】

不在者投票のできる時間は次のとおりです。

- ・県議選…3月27日から4月7日
  - ・市議選…4月12日から4月21日
- 時間 毎日午前8時30分から午後5時まで
- 場所 市役所7階北側選挙管理委員会

## 選挙運動あれこれ④

### 枚数、大きさに制限があります

【問】 「〇〇後援会事務所」という看板が、あちこちに立てられています。枚数や大きさに制限がありますか。

【答】 政治活動のために、使用する立札、看板の類は1つの政治団体（後援会）について最高6枚（県議、市議の場合）までで、1事務所につき2枚まで掲げることができます。

ただし、選管事務局で発行する証票を貼らなければなりません。この立札、看板の大きさはタテ150㎝、ヨコ40㎝です。

また、事務所と関係のない道路脇とか、バス停、電柱などに立てるとは違反になります。

なお、後援会活動は、選挙の告示から投票日までの間は、ほとんどの活動が規制を受けます。



### 戸別訪問は違反になります

【問】 町内から立候補を予定している人がいるため、町内の各世帯へ、親せきや知人宅を回って投票依頼をするよう「割り当て」があります。これは違反にはなりませんか。

【答】 戸別訪問として違反になります。候補者や運動員に限らず誰も戸別訪問はできません。また訪問したのが、たとえ一戸であっても戸別訪問になります。こうした悪い慣習は、勇気をもって断わるようにしたいものです。

・静岡県議会議員選挙  
告示 3月27日  
投票日 4月8日

・富士市議会議員選挙  
告示 4月12日  
投票日 4月22日